

スタンダード科目解説

第2回 / 全8回



一般的な基本書を通読しただけでは理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわかりやすく動画で解説します。

労働者災害補償保険法

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



● 業務災害

学習の
ポイント

業務災害については、休業補償給付や傷病補償年金などの保険給付が行われます。業務災害が認められるためには、労働者の仕事と発生事故との関係において「業務遂行性」と「業務起因性」がなければなりません。

☰ Outline

(1) 業務遂行性

労働者が、労働契約を根拠とする事業主の指揮命令に基づき行動していた間に起こったできごと（アクシデント）であったかということ。

(2) 業務起因性

「業務遂行性」があることを前提として、その業務に就いていたならば起こり得るであろう傷病が、現実には起こってしまったということ。

(3) 判断の組み合わせ

支配下	施設管理下	業務従事中	具体例
○	○	○	作業中、作業に伴う合理的行為中、作業の中断中、準備後始末行為中、緊急業務中
○	○	×	休憩中、施設利用中
○	×	○	出張中、通勤途上、(天災地変)
○	×	×	運動競技会、宴会、療養中

(1) 業務上の負傷

☰ OutLine

◆原則的な認定の可否基準（OKは認められる、NGは認められない）

作業中	作業中に発生した大部分の事故がOK (業務離脱中、担当業務外の行為に従事中に発生した場合はNG)
合理的行為中	労働者の担当業務行為ではないが、単なる私的行為ともいえない性質の行為は、それが事業主の特命（特別の指揮命令）による場合は、その行為自体は担当業務行為としてOK
作業の中断中	生理的行為又は反射的行為によって、一時的に業務行為から離れ、作業が中断される場合であっても、業務に付随する行為としてOK
準備後始末行為中	一連の過程は、業務行為に通常又は当然に附随するものとして、業務行為の延長としてOK a) 準備行為 ：始業前の行為、機械器具の整備等 b) 後始末行為 ：終業後の機械器具の整備、洗面、手洗、更衣等
緊急業務中	事業主の命による場合はもちろん、事業主の命を待たなくても、 <u>当該事業の労働者として行われるべきものである限りOK</u> (突発事故、天災地変等に臨んで同僚労働者の救護、事業施設の防護等当該事業の労働者として行われるべき諸活動)
休憩中	事業場施設又はその管理に起因することが <u>被災労働者によって証明されない限りNG</u>
施設利用中	「休憩中」と同じ
出張中	「 出張 」とは、一般に事業主の包括的又は個別的な命令により、特定の用務を果たすために、通常の勤務地を離れて用務地へ赴き、用務を果たして戻るまでの一連の過程を含むものであり、 <u>過程全般について事業主の支配下にあるためOK</u> （住居と出張先との途上は通勤ではなく、 業務行為 とされる）
通勤途上	次の場合にはOK a) 事業主が専用の交通機関（通勤専用バス等をいい、事業主の所有又は保有によるものであるか、運行を第三者に委託したものであるかを問わない）を労働者の通勤の用に供している場合。 b) 事業主が、出勤途中又は退勤途中に用務を指示した場合。
天災地変	<u>被災しやすい職務であればOK</u> (大規模災害の場合はそのような事情がなくてもOK)
運動競技会	運動競技者の業務行為又はそれに伴う行為としてOK
宴会、慰安旅行	世話役、幹事役が自己の職務として参加する場合にはOK
療養中、療養後	本来の業務上傷病との因果関係があればOK

□いずれの場合も、私的行為、恣意的行為、天災地変、業務逸脱行為等**業務外の原因**である場合には、原則として、「**業務起因性**」は認められません。